二十七　冷凍食品製造業（第二十五号に規定する営業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品を製造する営業をいい、次号に該当するものを除く。）

二十八　複合型冷凍食品製造業（前号に規定する営業と併せて第九号に規定する営業に係る食肉の処理をする営業又は第十一号、第十六号若しくは第二十四号に規定する営業に係る食品（冷凍品に限る。）を製造する営業をいう。）

二十九　漬物製造業（漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料とする食品を製造する営業をいう。）

三十　密封包装食品製造業（密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であつて、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないもの（冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合においてボツリヌス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかな食品であつて厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業（前各号に該当するものを除く。）をいう。）

三十一　食品の小分け業（専ら第十一号、第十三号（固形物の製造に係る営業に限る。）、第十五号、第十六号、第十九号、第二十号又は第二十二号から第二十九号までに該当する営業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業をいう。）

三十二　添加物製造業（法第十三条第一項の規定により規格が定められた添加物の製造（小分けを含む。）をする営業をいう。）

第三十五条の次に次の一条を加える。

（公衆衛生に与える影響が少ない営業）

第三十五条の二　法第五十七条第一項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは、次のとおりとする。

一　食品又は添加物の輸入をする営業

二　食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）

三　容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業

四　器具又は容器包装（第一条に規定する材質以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業

五　器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業

第三十六条中「第五十八条第二項（法第六十二条第一項」を「第六十三条第二項（法第六十八条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「第五十八条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同条第二項中「第五十八条第三項（法第六十二条第一項」を「第六十三条第三項（法第六十八条第一項」に改める。

第三十八条中「第六十七条」を「第七十七条」に改める。

第三十九条の見出し中「第六十九条第一項」を「第七十九条第一項」に改め、同条中「第六十九条第一項」を「第七十九条第一項」に、「第三十五条第一号、第二号、第十号、第十二号、第十四号及び第二十二号」を「第三十五条第一号から第四号まで」に改める。

第四十条中「第七十条第三項」を「第八十条第三項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に、「第六十五条の二第二項」を「第七十二条第二項」に、「第六十八条」を「第七十八条」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の三十四及び第百七十四条の四十九の十四第一項中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

（食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令の一部改正）

第三条　食品衛生法施行に伴う国庫補助に関する政令（昭和二十三年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十七条」を「第六十二条」に改め、本則第一号及び第二号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、本則第三号中「第五十二条第一項（法第六十二条第一項」を「第五十五条第一項（法第六十八条第一項」に改め、本則第四号中「第五十四条（法第六十二条第一項」を「第五十九条（法第六十八条第一項」に改め、本則第五号中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正）

第四条　消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第十一条第一号中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

（地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令（平成六年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「第六十六条」を「第七十六条」に、「第五十二条から第五十六条まで」を「第五十五条から第六十一条まで」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部改正）

第六条　株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一　飲食店、喫茶店、食肉の販売又は氷雪の販売に係る営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの又は同法第五十七条第一項の規定による届出をして営むもの

第二条第一号中「食肉卸売業又は氷雪卸売業」を「食肉の卸売又は氷雪の卸売に係る営業」に、「飲食店営業、喫茶店営業、食肉卸売業、氷雪卸売業」を「飲食店、喫茶店、食肉の卸売若しくは氷雪の卸売に係る営業」に改める。

（消費者庁組織令及び採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

一　消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）第十二条第三号及び第四号並びに第十三条第一号

二　採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）第一条第二項第八号

（厚生労働省組織令の一部改正）

第八条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第十七号中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第五十八条第二号中「第五十条の二第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第二章　経過措置

（営業の許可に関する経過措置）

第九条　この政令の施行の際現に第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（次条及び第十一条において「旧施行令」という。）第三十五条各号の営業に該当しない営業（第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令（次条及び第十一条において「新施行令」という。）第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者は、食品衛生法等の一部を改正する法律（次条及び第十二条において「改正法」という。）第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新法」という。）第五十五条第一項の規定にかかわらず、この政令の施行の日（次条及び第十一条において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日までの間は、同項の許可を受けないで当該営業を行うことができるものとする。